

## 研修

# 「できる弁護士（になるため）の民事調停活用法」 ～具体的な紛争・解決例を中心として～

当事者同士の合意によって紛争の解決を図ることを目的とする民事調停制度は、訴訟とは異なり、申立時に厳密な請求の趣旨を記載する必要がない、請求額に制限はなく、申立手数料も安い、あらゆる紛争に幅広く利用が可能で、比較的短期間に紛争実態に合致した柔軟かつ適切な解決が図られる、専門的紛争にも各種専門家調停委員の関与が予定されている、といった多彩な特徴を有し、訴訟では解決困難な事案さえも早期に解決し得る極めて有用な紛争解決手段です。そこで、従前から、いわゆる「できる弁護士」には、個人事件のみならず、企業間紛争等についても、大いに活用されてきたところです。しかしながら、民事調停は、司法修習では取り上げられることが少ないこともあって、会員の中には、その有用性や実際の活用法について、十分理解されていない方も多いと思われます。そこで東京三会においては、平成29年8月及び平成30年3月にこの民事調停の具体的な活用法に関する研修を実施しましたが、大変好評であったことから、このたび、まだ受講されていない方を対象に、弁護士業務の有益なツールとしての民事調停の活用方法について研修を行うことといたしました。具体的な紛争例や解決例を中心とした講演ですので、民事調停を経験したことのない若手会員や新規登録会員にも有用と思われます。この機会に「できる弁護士」としての武器を獲得すべく、是非ご参加ください。

日 時 2019年2月15日（金）午後6時30分～8時30分

場 所 弁護士会館2階クレオ

講 師 近藤 壽邦裁判官（東京簡易裁判所墨田庁舎業務統括裁判官 28期）

羽成 守弁護士（前日本調停協会連合会理事長 東弁会員 28期）

宇田川博史弁護士（民事調停委員 一弁会員 48期）

藤田 圭子主任書記官（東京簡易裁判所民事6室3係）

対 象 東京三会会員

主 催 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

## （回 答 書）

FAX返信先 03-3581-0865

（担当：東京弁護士会 司法調査課 古谷宛）

2月15日（金）の「できる弁護士（になるため）の民事調停活用法」に出席します

お名前 \_\_\_\_\_（登録番号： \_\_\_\_\_）

担 当 委 員 会 東京三弁護士会地域司法計画策定協議会

問 い 合 わ せ 先 東京弁護士会司法調査課 古谷 TEL：03-3581-2207